

事務連絡
令和6年4月9日

各居宅サービス事業所管理者様

東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課長 西川 篤史

介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の
東京都への連絡等について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和2年2月より、介護サービス事業所において、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が1名でも発生した場合には、区市町村に御連絡いただくようお願いしていたところですが、当該報告につきましては、令和6年3月末をもって終了させていただきます。

今後、事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合につきましては、各区市町村の策定する事故報告に関する取扱要領及び別添「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚生労働省通知）等に基づき、各区市町村に御報告くださいますようお願いいたします。

なお厚生労働省通知では、社会福祉施設等において下記に該当する場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に報告することとされています。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

各事業所におかれましては、引き続き感染症対策の徹底を図るとともに、上記に該当する事態が生じた場合には、速やかに、区市町村へ御報告くださいますよう、お願いいたします。

【担当】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

電話 03-5320-4593

※ 事故報告書の提出先は、事業所所在地の区市町村となります。